

佐賀県告示第 16 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 26 年 1 月 21 日

佐賀県知事 古 川 康

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字桃ノ木越乙 913 番、乙 917 番、乙 919 番、乙 925 番、乙 927 番、乙 932 番、乙 933 番 3、乙 933 番 5、乙 933 番 7 から乙 933 番 9 まで、乙 933 番 11、乙 933 番 16、乙 935 番 2、乙 938 番 3、乙 958 番 1、乙 959 番 4、字才連乙 1032 番 8、乙 1032 番 10、乙 1032 番 16、乙 1032 番 17、乙 1032 番 19、乙 1053 番 2、字茶ノ木越乙 1071 番、乙 1075 番、乙 1077 番、乙 1082 番、乙 1096 番、乙 1097 番、乙 1109 番、字狸谷乙 1153 番から乙 1155 番まで、乙 1157 番、乙 1158 番 1、乙 1158 番 2、乙 1159 番 2、乙 1160 番、乙 1161 番、乙 1163 番、乙 1164 番、字大城戸乙 1182 番、乙 1186 番、乙 1194 番、乙 1199 番、字広川原乙 1209 番、乙 1211 番 1、乙 1212 番 1、乙 1213 番 2、乙 1213 番 3、乙 1214 番、乙 1215 番 1、乙 1229 番、乙 1234 番 2、乙 1248 番 3、乙 1248 番 5、乙 1248 番 6、乙 1258 番 5、乙 1261 番、乙 1277 番 1、乙 1281 番 1、字広川原下乙 1292 番 1、乙 1296 番 1、乙 1298 番、乙 1300 番、乙 1310 番 2、乙 1312 番 1、乙 1312 番 2、乙 1313 番、乙 1318 番、字牛ノ岳乙 1898 番、乙 1905 番 2、乙 1906 番、乙 1914 番 1、乙 1914 番 2、乙 1917 番 2、乙 1925 番 1、乙 1953 番 3、字突ノ谷乙 2005 番、乙 2017 番、乙 2020 番 1 から乙 2020 番 3 まで、乙 2046 番、乙 2048 番、乙 2049 番、乙 2055 番から乙 2058 番まで、字櫛場乙 2066 番、乙 2070 番、乙 2076 番、乙 2078 番、乙 2100 番 3、乙 2104 番 3、乙 2104 番 5、乙 2110 番 2、乙 2110 番 3、乙 2111 番 1、乙 2113 番 1、乙 2115

番 1、字大尾乙 2117 番 2、乙 2123 番 1、乙 2124 番 1、乙 2125 番 3、乙 2131 番、乙 2141 番 2、乙 2146 番 2、乙 2153 番、乙 2160 番、字松ノ尾乙 2178 番 1 から乙 2178 番 3 まで、乙 2178 番 5、乙 2179 番 1、乙 2181 番、乙 2184 番、乙 2188 番 1、乙 2189 番、乙 2191 番 1、乙 2205 番 1、乙 2206 番から乙 2209 番まで、乙 2211 番、乙 2212 番 4、乙 2213 番、乙 2214 番 3、乙 2216 番 1、乙 2217 番 1、乙 2235 番 1

(2) 指定の目的

水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字狸谷乙 1140 番、乙 1143 番、字広川原乙 1271 番、乙 1275 番、乙 1283 番、乙 1288 番 3、字広川原下乙 1315 番 3、乙 1322 番 1、乙 1322 番 2、字城戸乙 1329 番 2、乙 1332 番 4、乙 1334 番 1、乙 1334 番 3、乙 1335 番 1、乙 1335 番 2、乙 1335 番 4、乙 1346 番 1、乙 1351 番、字堀切乙 1370 番 1、乙 1370 番 2、乙 1376 番、乙 1378 番、乙 1380 番 1、乙 1383 番、乙 1411 番 2、字藤ノ元乙 1423 番 1、乙 1429 番 2、乙 1429 番 5、乙 1432 番 1、乙 1432 番 3、乙 1440 番、乙 1448 番、乙 1453 番 2、乙 1462 番 1、乙 1464 番 1、乙 1480 番、乙 1482 番 1、字山本川内

乙 1529 番 1、乙 1529 番 3、乙 1556 番、乙 1563 番 1、字岩多尾乙 1797 番 1、乙 1797 番 3、乙 1798 番 3、乙 1803 番 1、乙 1803 番 4、乙 1807 番、乙 1812 番 2、乙 1814 番、乙 1817 番 1、乙 1817 番 3、乙 1819 番から乙 1821 番まで、乙 1827 番 1、乙 1827 番 4、乙 1827 番 6、乙 1827 番 9、乙 1827 番 10、乙 1828 番、乙 1833 番 2、乙 1835 番 1、乙 1838 番、乙 1839 番 1 から乙 1839 番 3 まで、乙 1843 番 1 から乙 1843 番 3 まで、乙 1843 番 5、乙 1844 番 1、乙 1853 番 1、乙 1853 番 5、乙 1862 番 1、乙 1863 番 1、乙 1863 番 3、乙 1864 番、乙 1865 番 2、乙 1872 番、乙 1879 番 1、乙 1882 番 1、乙 1882 番 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。)